

東広島市農業委員会令和2年6月（第1回）臨時総会議事録

- 1 開催日時 令和2年6月2日(火) 午後1時30分から2時25分まで
- 2 開催場所 広島中央農協会議棟2階会議室
- 3 出席委員 24人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	2	木原省五	3	清水寿昭
4	窪田恒治	5	台川洋子	6	小倉亜紗美
7	岡土居正弘	8	古本啓之	9	大月みどり
10	岡本義則	11	黒川克輝	12	荒谷義憲
13	住井正美	14	古川國昭	15	原茂正
16	吉高信夫	17	長原毅	18	在間輝昭
19	仲伏英雄	20	杉本源藏	21	脇坂俊之
22	高尾昭臣	23	古川みどり	24	瀬戸則昭

- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴人 なし
- 6 議事録署名者
議長(会長) 1番 三見昌嗣 委員 2番 木原省五 委員
- 7 次第
 - (1) 開会
 - (2) 市長挨拶
 - (3) 職員紹介
 - (4) 会長の互選
 - (5) 議席の決定
 - (6) 議事録署名者指名
 - (7) 会期の決定
 - (8) 会長職務代理者の互選
 - (9) 各委員の担当地域について
 - (10) 議案
議案第30号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
 - (11) その他

8 出席者

東広島市長 高 垣 廣 徳

(農業委員会事務局職員)

事務局長	本 越 秀 己
農地保全係長	定 井 芳 紀
農地保全係主査	佐々木 照 之
農地保全係主任主事	坂 見 浩 充
農地保全係主任主事	高 橋 久 雄
農地保全係一般事務員	西 田 直 子

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部長	鈴 木 嘉一郎
産業部次長	神 笠 秀 治
産業部農林水産課課長補佐	尾 崎 修 司
産業部農林水産課担い手支援係主任	豊 田 宏

本越事務局長	<p>只今から改選後、初めての総会を開催させていただきます。</p> <p>委員の任期満了による任命の後、最初に行われる総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして、東広島市長が招集することになっております。したがって、本日、市長からご案内を申し上げたものでございます。私は進行を担当いたします農業委員会事務局長の本越でございます。よろしくお願いいたします。</p>
高垣市長	<p>皆さんこんにちは。改めまして、市長の高垣でございます。</p> <p>新たな任期をスタートされました農業委員の皆様による初めての総会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>皆様には、平素から地域農業の振興と農業者への支援にご尽力をいただいておりますことに心より感謝を申し上げます。先程、皆様に辞令を交付させていただきましたが、農業委員の皆様には、農地の権利移転や転用の許認可などの法令事務のほか、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地利用の最適化という大変な重要な任務を担っていただいております。</p> <p>昨今の農業を取り巻く情勢は、全国的に農業者の高齢化、後継者の不足、耕作放棄地の増加などの問題を見かけており、喫緊の課題であるというふうに認識をしております。本市におきましても、引き続き人農地プランの核として担い手の一斉確保に努めるとともに、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化を積極的に進めてもらいたいと考えているところです。</p> <p>農業委員の皆様には、これまで培われた豊富な知識や経験を生かし、農地利用の最適化の推進にご尽力を賜りますようお願いを申し上げます。要するに、農業委員の今後ますますのご発展と、委員の皆様のご健勝、あとさらなるご活躍をご祈念申し上げまして開会のご挨拶とさせていただきます。</p> <p>皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
本越事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、市長は次の公務のため退席させていただきます。</p>
	< 高垣市長、退室 >
本越事務局	<p>続きまして、本日出席しております職員から自己紹介をさせていただきます。</p>
鈴木産業部長	<p>失礼いたします。この4月から産業部のほうに参りました産業部長の鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>昨年度は、生活環境部の地域づくり推進課のほうにありまして、2年間ほど地域の皆様と住民自治協議会をはじめとした取り組みについていろいろと係らせていただきました。その節はいろいろお世話になりました。引き続きまして、市長が申しましたとおり、これからの本市の農地の最適化の推進におきまして、引き続きご協力のほうをよろしくお願いいたします。簡単でございますが、自己紹介とさせていただきます。</p>
神笠産業部次長	<p>皆さんこんにちは。産業部次長兼農林水産課長の神笠でございます。私のほうは、昨年に引き続きまして、今年が2年目ということになります。新しい任期でなられました皆さんと今後農地の最適化、または今後の農業の振興ということにしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。</p>
尾崎課長補佐	<p>失礼いたします。私はこの4月から農林水産課課長補佐兼担い手支援係長を拝命しております尾崎と申します。担当といたしましては、農地の集積、それから農業振興地域整備計画に関することを担当しています。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
豊田主任	<p>失礼いたします。農林水産課の豊田と申します。昨年に引き続きまして農林水産課でお世話になっております。今後とも皆様よろしくお願いいたします。</p>
定井農地保全係長	<p>失礼いたします。農業委員会事務局農地保全係長の定井と申します。引き続きよろしくお願いいたします。</p>
佐々木主査	<p>同じく農業委員会事務局農地保全係佐々木と申します。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。</p>

坂見主任主事	失礼いたします。同じく農業委員会事務局農地保全係の坂見です。どうぞよろしく願いいたします。
西田主事	失礼いたします。農業委員会事務局農地保全係の西田と申します。よろしく願いいたします。
高橋主任主事	同じく農業委員会事務局農地保全係主任主事の高橋でございます。よろしく願いいたします。
本越事務局長	改めまして、農業委員会事務局長の本越でございます。よろしく願いいたします。職員の自己紹介は以上でございます。
	< 鈴木産業部長、神笠産業部次長、尾崎課長補佐、豊田主任、退室 >
本越事務局長	次に、本日の配席表をお手元に配付しておりますが、これは仮議席順により着席をお願いしております。この仮議席は2月の議会の任命同意の順とさせていただきますので、ご了承ください。 なお、改選後初めての総会ですので、本来でしたら委員の皆様にも自己紹介をお願いするところですが、新型コロナウイルス感染防止の観点から、会議時間の短縮を図るため、お配りしております配席表について自己紹介に代えさせていただきます。ご了承ください。 次に、本日の資料を確認させていただきます。
定井農地保全係長	失礼いたします。先程申し上げました配席表のほか、資料1、次第、資料1とあります。それから、資料2といたしまして、農業委員会会議規則（抜粋）とあります。次に、資料3といたしまして、東広島市農業委員会互選規程、続いて資料4といたしまして、農業委員担当地域（案）、それから右に議案とあります議案第30号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」、次に資料5、令和2年度東広島市農業委員会事務局の名簿、そして資料6、令和2年度の農業委員会総会等のスケジュール一覧でございます。最後に、資料の7といたしまして、全体研修会の開催について一枚物でございます。以上でございます。
本越事務局長	皆さんでございますでしょうか。 それでは次、次第の4、会長の互選に移ります。 東広島市農業委員会会議規則第6条第1項の規定によりまして、市長が委員を任命した後、最初の総会における会長の互選は、出席委員中の最年長者を仮議長として行うこととなっております。したがって、仮議席番号1番岡土居委員さんに仮議長をお願いいたします。岡土居委員さん仮議長席に着き進行をお願いいたします。
仮議長	それでは、東広島市農業委員会互選規程第5条第1項第1号の規定により、会長の互選は仮議長が行うとなっておりますので、私が互選管理人となり、会長の互選会を執行させていただきます。このような会議はふなれでございますので、議事が円滑に進行していくようご協力をお願いいたします。 互選会は、東広島市農業委員会互選規程第4条の規定で3分の2の出席により成立することになっております。したがって、現在の在任数24名のうち24名出席されております。そのため会議は成立いたしております。 なお、東広島市農業委員会互選規程の第5条2項の規程で、互選管理人はその事務を補助執行するため、互選管理事務補助者を事務員のうちから指名することになっております。互選管理事務補助者に、農業委員会、本越事務局長、定井農地保全係長、佐々木主査、高橋主任主事、坂見主任主事、西田事務員の6名を指名いたします。 次に、互選の方法でございますが、東広島市農業委員会互選規程第7条の規定に基づく投票による方法と、第15条の規定に基づく指名推選による方法がありますので、互選管理事務補助者より説明をさせます。
定井農地保全係長	それでは、失礼いたします。 まず、指名推選の互選について説明をさせていただきます。 東広島市互選規程第15条第1項の規定によりまして、互選会に出席した互選資格者の中に異議がないときは、投票によらないで指名推選の方法によることができるとあります。そして、第15条第1項により、出席した互選資格者全員の同意があったものをもちまして当選人

定井農地 保全係長	<p>となったと記載されております。したがって、どなたかからの推薦がありましたら、その被推薦人に対し、委員の皆様にご意見を伺うかどうかを諮っていただき、全員の同意が得られれば当選人と定めることとなります。</p> <p>続いて、投票についてご説明をいたします。</p> <p>互選規程の7条の規定により、互選は単記無記名の投票により行い、委員お一人1票で投票することとなります。また、互選規程の第8条に無効となる投票が規定をされております。投票の方法でございますけれども、仮議席番号順に行っていただき、候補者の氏名を1名記入いただいて投票をお願いいたします。その際、立会につきましては、仮議席番号の若い委員さんと最後の委員さんに立会をお願いすることとしております。</p> <p>次に、会場についてでございますけれども、互選規程第13条第1項の規定によりまして、投票の終了後速やかに開票し、投票の調査点検を行い、得票数を計算して当選人を決定いたします。なお、当選人の決定につきましては、互選規程第14条第1項の規定によりまして、有効投票の最多数を得た方といたします。また、得票数が同数、同じ数の場合には、互選管理人がくじによって当選人を決定することとなります。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
本越 事務局長	<p>続きまして、立候補についてご説明をいたします。</p> <p>互選規程によりまして、投票前に立候補者の方は明示されておりませんが、今回委員の皆様は初めての顔合わせとなることから、それぞれがどういった経歴の方か、またそれらに対してどういった考えをお持ちの方かわからないところがありますので、どなたに投票すべきかわからないこともあろうかと思われまします。また、意欲のある方に会長職をやっていただく必要もあろうかと思われまします。したがって、投票になる場合、立候補される方につきましては、所信表明をしていただきまして、立候補者の中から選択していただく方法がよいかと思われましますが、よろしいでしょうか。</p> <p>また、仮議長、もしくは立会人が立候補した場合でありましても、同票の場合には先ほど説明しましたようにくじによって決まることから、その職を辞さなくても特に票に対して有利不利は発生しませぬ。しかしながら、公平さを欠くものと考えられるようでありましたら、議長を交代させる必要があるかについて互選会で諮っていただきますようお願いいたします。立候補につきましては以上でございます。</p>
仮議長	<p>只今、互選の方法について互選管理事務補助者より説明がありましたが、どちらの方法にするか委員の皆様にお諮りをいたします。</p> <p>ご意見がありましたらお願いをいたします。</p>
住井委員	指名推薦。
仮議長	指名推薦というご意見がありましたが、よろしいでしょうか。
	< 異議なし >
仮議長	それでは推薦したいという方がございましたら、どうですか皆さん。
住井委員	杉本源藏氏を推薦します。
仮議長	ほかにございませんか。
	< なし >
仮議長	<p>只今、住井委員さんから会長に杉本委員さんの推薦がありました。互選にて第15条第2項の規定に基づき、皆さんにお諮りをいたします。只今推薦がありました杉本委員さんを当選することについてご異議ございませんか。</p>
	< 異議なし >
仮議長	<p>ご異議ございませんので、杉本委員さんを当選人として定めることに決定をいたします。</p> <p>以上で会長の互選会を終了いたします。</p> <p>なお、会長が決定しましたので、仮議長並びに互選管理人の任務を終了させていただきます。議事の円滑な進行にご協力いただきまして、まことにありがとうございました。</p>
本越 事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、この互選会の記録は、互選規程第19条の規定によりまして、互選会終了後、互選の経過を記載した記録を作成し、互選管理人に署名いただき、会長に提出することになっておりますので、互選会の経過記録を作成し、会長に提出することといたします。</p>

本 越 事務局 長	それでは、杉本会長様、議長席に着き、お願いします。
杉本委員	失礼いたします。皆様、改めて先ほど申し上げさせていただきました杉本と申します。よろしくお願いをいたします。 このたび図らずもこうすることで各委員様のご指名を賜りまして、東広島市農業委員会の会長にさせていただくことになりました。身に余る光栄でございます。今後は各委員様と農業委員会総会と農業全般に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。
本 越 事務局 長	ありがとうございました。 それでは、これからの議事進行につきましては、会長が議長につき進行いたします。
議 長	座らせていただきます。 それでは、これからの議事の進行につきましては、私のほうで行わせていただきます。 次第の5、議席の決定ですが、これにつきましては、東広島市農業委員会規則第7条第1項の規定により、委員の議席は最初の総会において、くじで定めとなっております。決定の方法について具体的に事務局から説明をいたします。
定井農地 保全係 長	議長、事務局定井。失礼いたします。 議席のくじの決定方法でございますけれども、まず方法が2つございまして、まず議席決定のくじを引く順番を決めるくじを引いた後に、その順番で本議席決定のくじを引いていただく方法、これは2回くじを引いていただく方法となります。それと、初めから仮議席番号順に、議席番号の書いたくじを引いていただいて、それが議席番号になる、これは1回だけくじを引く方法でございますけれども、この2通りがございます。 以上でございます。
議 長	只今、説明がありましたが、仮議席順に議席決定のくじを引いていただく方法、1回のみくじを引く方法をとりたいと思いますがいかがでしょうか。
	< 異議なし >
議 長	それでは、1回のくじで決めたいと思います。 事務局から説明を求めます。
佐々木 主 査	事務局佐々木です。 くじの方法を説明させていただきます。 まず、箱の中に1番から24番までの番号を記載した紙、くじが入っています。仮議席1番の委員さんから順番にこの箱を持って回りますので、箱からくじを1枚引いてください。引かれた紙、くじに氏名記入欄がありますので、ご自分のお名前をご記入ください。全員がくじを引かれ、引かれたくじにご自分のお名前を記入されましたら、事務局がそれを回収に回ります。回収後、事務局で整理した後に皆様の議席番号を発表させていただきます。以上の手順でございます。よろしくお願ひいたします。
議 長	只今事務局からの説明がありましたが、ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いいたします。
	< なし >
議 長	ほかに質問がないようですので、事務局はくじを開始してください。
本 越 事務局 長	それでは、これより仮議席番号1番の委員さんから順番に回ってまいりますので、中に入っているくじを1枚ずつ引いてください。 くじを引かれた紙に、ご自分の名前を書いていただいて、後ほど回収いたしますので、回収までにご自分の名前をよろしくお願ひします。
	< 箱を持って順番に回り、くじを引いてもらう >
議 長	くじの結果は、お手元のくじの番号札のとおりです。 続きまして、ご自分のお名前を氏名記入欄にお願ひいたします。
	< 委員～氏名記入 >
議 長	皆さん、ご記入されましたか。ご記入されましたら、続いて事務局がくじを回収に回りますので、お渡しをお願いいたします。
	< 結果の確認 >

議 長	お待たせをいたしました。それでは、事務局からくじの結果を発表いたします。
定井農地 保全係長	それでは、失礼いたします。 それでは、くじの結果の議席番号を発表いたします。 まず、1番、三見委員、2番、木原委員、3番、清水委員、4番、窪田委員、5番、台川委員、6番、小倉委員、7番、岡土居委員、8番、古本委員、9番、大月委員、10番、岡本委員、11番、黒川委員、12番、荒谷委員、13番、住井委員、14番、古川國昭委員、15番、原委員、16番、吉高委員、17番、長原委員、18番、在間委員、19番、仲伏委員、20番、杉本委員、21番、脇坂委員、22番、高尾委員、23番、古川みどり委員、24番、瀬戸委員、以上でございます。
議 長	只今発表された番号のとおり議席を決定することにご異議ございませんか。
	< 異議なし >
議 長	ご異議がございませんので、議席の決定については只今発表された番号のとおり議席として決定をいたしました。 それでは、議席の移動をいたしますが、移動についての説明を事務局から説明してください。
定井農地 保全係長	議長、事務局定井。 それでは、只今回収した本くじをそれぞれの番号の席に置いておきますので、ご自分の議席へ移動されたのちに、お手数でございますが、各自、名立の中にそのくじの番号を入れてください。
	< 事務局～本くじを各議席の番号へ置く >
議 長	それでは、移動を始めてください。各自、移動をお願いいたします。
	< 各自移動～着席 >
議 長	皆様方、席を移動されたようなので、それでは次第6の議事録署名者を指名いたします。 議席番号1番、三見委員さん、議席番号2番、木原委員さんを指名いたします。 次に、次第7、会期の日程についてお諮りいたします。 会期の日程は、令和2年6月2日の1日限りとしてよろしいでしょうか。
	< 異議なし >
議 長	それでは、会期の日程は、令和2年6月2日の1日限りといたします。 続きまして、次に次第8、会長職務代理者の互選会に入ります。 互選管理人は、東広島市農業委員会互選規程第5条第1項第3号の規定により、私が互選管理人となります。会長職務代理者の互選会を執行させていただきます。また、互選規程第5条第2項の規定で、互選管理人はその事務補助を執行させるため、互選管理人事務補助者を事務局員の中から指名することとなっております。互選管理人事務補助者に先ほど指名いたしました職員を指名いたします。 互選の方法については、さきの会長の互選会のときに事務局から説明がありましたので、省略をさせていただきます。また、互選会は互選規程第4条の規定で、委員の3分の2以上の出席により成立することとなっております。したがって、現在の在委員数は24人中24人が出席されておりますので、3分の2の16名以上のため成立をいたします。 次に、互選会の方法でございますが、互選規程第7条の規定に基づく投票による方法と第15条の規定に基づく指名推選による方法があります。どちらの方法にするか、委員の皆様にお諮りをいたします。ご意見がありましたらお願いいたします。
住井委員	指名推選にします。
議 長	指名推選というご意見がありました。それではよろしいでしょうか。
	< 異議なし >
住井委員	大月みどりさんを推薦します。
議 長	只今、住井委員さんから大月委員さんを職務代理に委員の推薦がありました。東広島市農業委員会互選規程第15条第2項の規定に基づき、皆さんにお諮りいたします。

議 長	<p>只今、推薦のありました大月委員さんを当選人と定めることについてご異議ございませんか。</p>
	<p>< 異議なし ></p>
議 長	<p>異議なしでございますので、大月委員さんを当選人と定めることに決定いたしました。以上で会長職務代理者の互選会を終了といたします。ありがとうございました。それでは、大月会長職務代理者様、ご挨拶をお願いいたします。</p>
大月職務代理者	<p>失礼いたします。 ちょっとびっくりしておりますけれども、3年間農業委員会のほうから外れておりましたが、推進委員のほうをしておりましたので、ちょっと荷が重いなという気持ちもあるんですが、会長さん、それと皆様にご指導、助けていただきながら3年間頑張ってみようと思っております。よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 それでは次に、次第9の担当地域の決定に入ります。 事務局の説明を求めます。</p>
本越事務局長	<p>それでは、資料の4番、農業委員担当地域（案）をお手元に配付しておりますので、ごらんください。 以前は、各地域の代表として農業委員の皆さんは選挙で選出されておりましたが、法の改正によりまして市内全域を通じて募集させていただく形に変わりました。このため、農業委員の方々は、本来お一人お一人がそれぞれ市内全域に責任を持って活動されることとなるものでございますが、農地利用の最適化を図るという主要な業務を各地域の推進委員さんと連携して進めていただくためには、農業委員の方々におかれましても、主として活動する地域を分担していただきまして、あらかじめ定めておいたほうが効率的であると考えております。そうした意味合いから、各委員の方がよくご存じと思われるお住まいの地域を基本とした地区割りの案を事務局として作成いたしましたので、お手元の資料でご確認ください。 なお、この資料はあくまで事務局において作成したものでございますので、居住地域が重複する委員さんもいらっしゃいます。正式には、今後農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんとの全体研修会を後日予定しておりますので、その研修会の場で各地区単位でご協議いただきながら、担当地域をご決定いただく予定としております。 本日は、各自資料をお持ち帰りいただきまして、内容をご確認いただければと思います。説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 只今の説明にありますように、農業委員の担当地域については、農地利用最適化推進委員さんとの全体研修会において、各地区単位で協議・決定をいただくようになっております。したがって、本日は各自お持ち帰りいただき、内容をご確認をいただければと存じますので、よろしくをお願いいたします。 次に、次第10、議案第30号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を上程いたします。 なお、この選任について議案は、新体制になって初の議案です。これから事務局に説明を求めますが、その後、質疑の時間をとり、採決を行うこととなります。 それでは、事務局より説明を求めます。</p>
定井農地保全係長	<p>それでは、議案第30号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」説明をさせていただきます。 本日お配りしております資料、右上に議案とあるのをごらんいただきたいと思います。 1ページでございますけれども、農地利用最適化推進委員さんにつきましては、変更手続等に関する要綱を定めておまして、この要綱に従い、昨年11月から34の地区、59名の募集をいたしました。今回お配りいたしました地区ごとにおける農地利用最適化推進委員候補者名簿は、今年、本年2月から3月にかけて選考委員会及び面接審査会等を含め計3回開催いたし、検討を重ねた結果によるものでございます。本件はこのたび新体制となりました農業委員会において、農地利用最適化推進委員の委嘱の決定を求めるものでございます。 説明は以上でございます。</p>

議 長	<p>只今事務局から説明がありました。 これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がありましたら、挙手をして議席番号と氏名を告げて、議長の許可後、ご発言をお願いいたします。 ご質問、ご意見はございませんか。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第30号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」、賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議 長	<p>挙手全員、賛成ということで、議案第30号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」は議案のとおり決定をいたしました。 次に、次第11、その他ですが、事務局のほうで何かあればお願いをいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないということなので、委員の皆様から何かございましたらお願いをいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>ないようですので、次回の6月の通常総会でございますが、6月30日火曜日午前10時から広島中央農協の会議棟の2階、ここですね、で行いますので、ご出席いただきますようお願いいたします。 新型コロナウイルス対策の関係で、開催規模を縮小して開催する可能性もありますので、あらかじめご了承ください。 以上で初総会を終了いたします。 ご審議まことにありがとうございました。</p>

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 1番 三見 昌嗣 委員 2番 木原 省五 委員